

事務連絡
平成12年5月9日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局

介護保険課
老人保健課

要介護認定申請の取下げに係る取扱いについて

標記については、平成12年3月31日事務連絡「介護報酬等に係るQ&Aについて」の「③訪問看護」11から13において取扱いを示したところであるが、その趣旨については、下記のとおりであるので、管下市町村への適切な指導を図られたい。

記

- 1 介護保険制度は、要介護状態にある者やそのおそれがある状態の者に対して、訪問看護を含めたサービスを総合的に提供することにより、その者が自立した日常生活を送ることを支援することを目的としているが、介護保険の給付を受けるかどうかは、あくまで被保険者の申請に基づくものであること。
- 2 要介護認定等を受けた場合は、老人保健法第34条の2（第46条の5の8において準用する場合を含む）により、法律上医療保険と介護保険の給付調整が行われ、平成12年3月31日厚生省告示第177号（要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護及び指定老人訪問看護の費用に要する額を算定できる場合）に掲げる場合を除き、介護保険の給付が受けられる場合には、医療保険の訪問看護は利用できること。他方、要介護認定等を受けていない場合の医療保険の訪問看護の利用については、原則として、従来どおりの取扱いであること。
- 3 上記事務連絡において示した要介護認定申請の取下げに係る取扱いは、訪問看護における医療保険と介護保険の関係について、上記1及び2に示した趣旨が十分周知されていない状況があることに鑑み行うものであり、管下の市町村等や関係機関に対し、その趣旨を踏まえて適切に運用されるよう指導されたいこと。

4 なお、障害者福祉施策において、介護保険と共通する在宅介護サービスを提供するに当たっては、これに優先する介護保険で受けることができるサービスを確定させるため、要介護認定等の申請を行う必要があること。

平成12年3月31日事務連絡「介護報酬等に係るQ&Aについて」抜粋

1 1 医療上の必要性に基づいて訪問看護のみを利用している65歳以上の者から認定申請が出されたが、認定申請を取り下げたい旨の申し出があった。どのように取り扱うべきか。

(答)

要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の申請中であり、要介護認定等の結果が市町村から正式に通知されるまでの間においては、認定申請の取り下げは認められる。また、平成12年4月1日前までに行われる準備要介護認定等についても、平成12年4月1日前までは申請の取り下げが認められる。

ただし、平成12年4月1日以後は、認定の結果が本人に通知された時点で要介護認定等が確定することとなるため、原則として認定申請の取り下げはできない。

1 2 認定申請中等において認定申請の取り下げができるというが、具体的にどのような手順となるのか。

(答)

認定申請の取り下げを希望する者は、市町村に対して、書面（様式任意）により取り下げを希望する旨を申し出る。

当該申し出を受けた市町村は、当該者に対して被保険者証を返付するとともに、既に資格者証を交付している場合には資格者証の返還を求める。

なお、居宅サービス計画の作成依頼に係る居宅介護支援事業者名等の届出が行われている場合には当該届出はなかったものとみなすこと必要となる。

居宅介護支援事業者や介護サービス事業者に対する認定申請を取り下げた旨の連絡は、原則として取り下げを申し出た者が行うこととし、市町村はこの旨申し出を行ったものに周知することが必要である。

1 3 医療上の必要性に基づいて訪問看護のみを利用している65歳以上の者から、要介護認定等を受けなくとも医療保険から訪問看護が受けられることが十分周知されていなかったことを理由として、認定申請を取り下げたい旨の申し出があったが、どのように取り扱うべきか。

(答)

ご指摘のような点が十分周知されていなかった場合もありうることにかんがみ、制度移行時の特例措置として、制度施行1か月程度の間に限り、被保険者からの申し出に基づき、平成12年4月1日の制度施行当初から要介護認定等の申請がなされず要介護認定等が行われなかつたものとみなして取り扱って差し支えないものとする。

なお、この取扱いを受けることを希望する被保険者は、平成12年5月10日までに、市町村に対して、書面（任意様式）により、上記取扱いを希望する旨の申し出を行うこととする。この場合、市町村は既に交付済みの認定結果通知書の返納を求めるとともに、被保険者証の提出を求め、被保険者証の「要介護状態区分等」などの欄の記載を削除して被保険者証を再交付することとなる。

その他、居宅介護支援事業者の届出や事業者等への連絡については前回の答えと同様の考え方である。